

岩手県告示第 334 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨久慈市長から届出があった。

平成 19 年 4 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

久慈市湊町第 16 地割に編入する区域

久慈市源道第 16 地割 10 の 5

備考 関係図面は、久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。

